

第105号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立三宮図書館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和8年2月17日提出

神戸市長 久元喜造

1 公の施設の名称

神戸市立三宮図書館

2 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

神戸新聞・T R C グループ

代表者 株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一文子

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

理由

神戸市立三宮図書館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

## 参考資料

### 神戸市立三宮図書館 指定管理者の指定について

#### 1. 施設の名称

神戸市立三宮図書館

#### 2. 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

神戸新聞・TRCグループ

(株式会社神戸新聞地域創造・株式会社図書館流通センター)

代表者 株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

#### 3. 指定期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

#### 4. 債務負担行為

期間：令和7年度～令和8年度 限度額：77,000千円

#### 5. 令和8年度予定額

76,527千円

#### 6. 選定理由

三宮図書館については、雲井通5丁目地区再開発ビルへの移転開館を令和10年2月頃に予定しており、現段階では指定管理者の公募を行うための施設の維持管理に関する要件や仕様を定めることができないため、指定管理者制度運用指針3における公募の例外事由⑥「施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により現在の指定管理者を継続して指定する場合」を適用し、これまでも安定した管理運営を行っている現指定管理者を、引き続き1年間、指定管理者として選定する。

なお、令和9年度以降の指定管理者については、令和8年度に公募での選定を予定している。

〔施設の概要〕

1. 設立趣旨

神戸市立三宮図書館は、図書、記録等必要な資料を収集・整理・保存し、これらを市民に提供することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした生涯学習施設として設置している。

2. 所在地

神戸市中央区小野浜町1-4 デザインクリエイティブセンター(KIITO) 2階

3. 延床面積

約 1,000 m<sup>2</sup>

4. 施設内容

一般書コーナー、児童書コーナー、ヤングアダルトコーナー、グループ学習室 他

5. 開館時間・休館日

開館時間：火～土曜日 午前10時～午後9時  
日曜・祝日・休日 午前10時～午後6時

休館日：月曜日（ただし、祝日・休日の場合は開館し、直後の平日を休館日とする）

蔵書点検期間（年1回7日以内、休館日は含まない）

年末年始（12月29日～1月3日）

6. 利用状況（入館者数）

令和4年度 248,746人

令和5年度 249,133人

令和6年度 259,847人